



佐賀県公報

平成 21 年
3 月 31 日
(火曜日)
号外第 10 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・五)	一
佐賀県職員 of 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・六)	二
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・七)	三
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・八)	五
佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	(規 則・九)	五
宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一〇)	五
佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一一)	五
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一二)	六
公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一三)	七
一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一四)	七
調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(規 則・一五)	七
佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部改正	(訓 令・一)	八

○ 人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の総合福祉センターの項中

(2) (3)及び(4)に掲げる職員で夜間において児童を介護する職員	二
(3) 知的障害児の通園児を直接指導することを本務とする職員	一
(4) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	

を

(2) (3)に掲げる職員で夜間において児童を介護する職員	二
(3) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	一

に改め、

同表の春日園の項を次のように改める。

療育支援センター		(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員(2に掲げる職員を除く。)	四
		(2) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	三
		(3) (5)及び(6)に掲げる職員で夜間において児童を指導する職員	二
		(4) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員で夜間において児童の指導を行うことを常例とする職員	一
		(6) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第六号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の本庁の共通の項中

理事

一種

を

理事
企画・経営グループ長
二種

に改め、

同表の知事の本庁の統括本部の項中

総括政策監
二種

を

総括政策監
新型インフルエンザ対策総括監
二種

に改め、

同表の知事の本庁の農林水産商工本部の項中

企業立地統括理事
一種

を

企業立地総括監
雇用対策総括監
二種

に改め、

同表の知事の本庁の健康福祉本部の項中「佐賀中部」の下に、「鳥栖」を加え、「春日園長」を「療育支援センター所長」に、

県立病院好生館薬剤長
四種

を

県立病院好生館薬剤長
県立病院好生館技術監
四種

に改め、

同表の知事の本庁の農林水産商工本部の項中

林業試験場長
三種

を

林業試験場長

二種

に改め、同表の知

事の現地機関の経営支援本部の項中

首都圏営業本部長
首都圏営業本部副本部長
首都圏営業本部技術監

一種
四種
四種

を

首都圏営業本部長
首都圏営業本部副本部長

二種
四種

に、

「県税総合広域対策室長」を「滞納整理特別対策室長」に改め、同表の教育委員会
の教育庁の項中

副教育長

二種

を

副教育長
企画・経営グループ長
教育庁危機管理・広報監

二種
二種
二種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分 \ 職員の区分	1種	2種	3種
1年未満	410,900円	365,500円	306,000円
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1種」とは第2条第1号の職を占める職員を、「2種」とは同条第2号の職を占める職員を、「3種」とは同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「、危機管理・報道監及び企業立地統括理事」を「及び危機管理・報道監」に改め、「、首都圏営業本部長」を削り、「副本部長」を「企画・経営グループ長、副本部長」に改め、「総括政策監」の下に「、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監」を、「事務長」の下に「、首都圏営業本部長」を加え、「副教育長」を「教育庁の副教育長、企画・経営グループ長及び教育庁危機管理・広報監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第九号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四

号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中（主として自動車税及び自動車取得税の賦課又は徴収に関する業務に従事する職員のうち税務課長が指定する者を除く。）を削る。

第三十条第一項中「土木事務所」の下に「、ダム管理事務所」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「春日園」を「療育支援センター」に改める。

第三条第一項第一号中（佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）別表第一に掲げる職にある者の行うものにあつては、一万二千元）を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員の新給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の新給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「三を超えない範囲内」を削る。

第四十八条の表中「作業療法士」の下に「言語聴覚士」を加える。

別表第十三中

歯科衛生士	短大3卒	0	1	5	3	3	別に定める	別に定める
	短大2卒	0	2.5	5	3	3	別に定める	別に定める
高校専攻科卒		0	4	5	3	3	別に定める	別に定める
		0	4	9	12	15		

改め、同表の備考のうち「作業療法士」の次に「言語聴覚士」を記入し、別表第十四中

歯科衛生士	短大卒	1 級 11 号給
	高校専攻科卒	1 級 7 号給

言語聴覚士	大学卒	2 級 1 号給
	短大3卒	1 級 17 号給
	短大3卒	1 級 17 号給
	短大2卒	1 級 11 号給
歯科衛生士	高校専攻科卒	1 級 7 号給

改め、

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十一年三月三十一日

歯科衛生士	短大卒	0	2.5	5	3	3	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	5	3	3	別に定める	別に定める
言語聴覚士	大学卒	0	5	8	11	11	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1	6	9	12	別に定める	別に定める

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十二号

職員 職務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員 職務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第六条第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第十八条第三項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号口中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号八中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号及び第四号中「一時間」を「一分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、年次休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇及び特別休暇（条例第二十二條第五号に規定する休暇に限る。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に三十分未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成 14 年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

条例第十一条第二号に掲げる法人

株式会社サガンDRIMS

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十四号

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則（平成 15 年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「午後零時十五分」を「正午」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

●佐賀県人事委員会規則第十五号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附則別表中、「百分の十六」を「百分の十七」に、「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の九」を「百分の十」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県人事委員会訓令第一号

事務局

佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程（平成十九年佐賀県人事委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

第二条中、「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

第四条第一号中、「午後四時三十分」を「午後四時十五分」に改め、同条第二号中、「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同条第三号中、「午後六時」を「午後五時四十五分」に改め、同条第四号中、「午後六時三十分」を「午後六時十五分」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社